

●交通機関の優遇措置(無料・割引)

JR線旅客運賃

身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」といいます。）とその介護者がＪＲ線（連絡社線を含む）を利用するとき、運賃が割引になります。ＪＲ各駅の改札窓口で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示して乗車券を購入してください。

〈対 象〉身体障害者手帳１～６級、愛の手帳１～４度、精神障害者保健福祉手帳１～３級の人とその介護者

〈給付の内容等〉

対象	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間等
第１種障害者が介護者と利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５割 介護者同率	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売。
第１種障害者又は１２歳未満の障害者が介護者と利用する場合	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	５割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引適用なし。
第１種、第２種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	５割	片道１００kmを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む。）

※グリーン料金・特急料金は除かれます。また、１２歳未満の障害児については小児運賃の５割引となります。

◆問い合わせ先 ＪＲ各駅

私鉄旅客運賃

対象・内容ともＪＲに準じます。取扱区間は連絡社線により異なることがあり、単独乗車については片道５０kmを超える区間で割引となる場合があります。私鉄各駅の改札窓口で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して乗車券を購入してください。取扱区間および手続等についてはあらかじめ利用する鉄道会社へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 私鉄各駅



都営交通・バス・地下鉄

都内に居住する心身障害者（児）が都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を利用するとき、乗車券・乗車証を提示すると料金が無料になります。

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 を持っている人

〈内 容〉①、②東京都営交通無料乗車券 ③都営交通乗車証

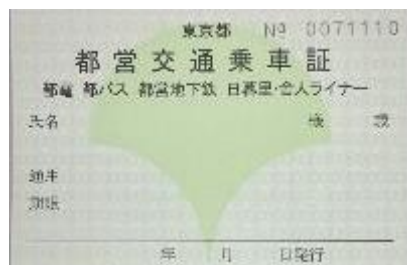
本人は無料、介護人は手帳提示で普通乗車券、定期乗車券が5割引（都バスの定期券は3割引）となります。（ただし、第2種の身体障害者の介護者（地下鉄のみ）は除きます。精神障害者は都バスのみ手帳提示で介護者も半額になります。）①、②は発行手数料無料、都営地下鉄と日暮里・舎人ライナーは自動改札機を利用できます。磁気券を発行しますが、希望により都営交通の定期券販売所でICカード（PASMO）に変更することができます。③は、発行手数料無料。市では、紙券で発行しますが、都営地下鉄を磁気券またはICカード（PASMO）で利用したい人は、都営地下鉄の定期券発売所で交換することができます。

※児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、戦傷病者、原爆被爆者、被救護者、中国残留邦人等で支援給付受給者の人にも東京都営交通無料乗車券を発行しています。

〈交付制限〉70歳以上で東京都シルバーパスを持っている人を除きます。

①、②（見本）

③（見本）



◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

民営バスの割引

心身障害者（児）が民営バスを利用するとき、手帳を提示すると料金割引が受けられます。

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（写真付き）を持っている人。

介護人の割引は、身体障害者「第1種」の手帳所持者と愛の手帳所持者。介護人割引を利用する際は、「心身障害者民営バス乗車割引証（見本参照）」の交付を受けてください。

（注：介護人の割引は1人のみです。介護人が単独で乗車する場合は、割引を受けることはできません）

（見本）

〈内 容〉普通乗車券：5割引
定期乗車券：3割引



利用路線は、都内の停留所相互間です。定期乗車券を購入する前に、「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付を受けてください。なお、精神障害者保健福祉手帳は、バス事業者により、割引の有無が異なります。詳しくはバス事業者にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

航空旅客運賃

身体障害者・知的障害者・精神障害者（一部航空会社に限り）が国内の航空機を利用するとき、手帳を提示すると運賃割引が受けられます。

〈対 象〉満3歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者と介護人1人（ただし、介護は満12歳以上で同一区間利用の各航空会社において介護能力があると認める人）

〈内 容〉①割引率：本人、介護人ともに各航空会社で定めています

②取扱区間：定期航空路線の国内線全区間

③搭乗券を購入する際に、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示してください。介護者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。

※精神障害者保健福祉手帳での割引は、写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限りします。

◆問い合わせ先 国内線の各航空会社

有料道路通行料の割引

〈対 象〉①身体障害者手帳をお持ちで自ら運転する人

②介護者の運転で移動する第1種身体障害者、第1種知的障害者

※バイクの場合は125ccを超えるものは、割引の対象となります。

〈内 容〉①対象となる自動車

事前登録された自家用車（注）のほか、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも対象になります。

（注）業務利用等自動車は本制度の対象外

②割引率 50%

③通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用される場合

④有効期間 新規及び変更申請時は、申請日から2回目の誕生日まで。更新申請時は、申請日から3回目の誕生日まで。有効期限の2ヶ月前から更新申請可。

※割引を受けるためには、事前に登録申請をしてください。手続きには、身体障害者手帳、または愛の手帳、運転免許証（自ら運転する人のみ）、自動車検査証（本人、又は親族が自動車を所有する人）が必要となります。

※ＥＴＣを利用される方は、さらにＥＴＣカード（原則、障害者本人名義のもの）とＥＴＣ車載器セットアップ申込書、申請書が必要となります。更新時も同様。

※ＥＴＣ利用申請をされる方を対象にオンライン申請が利用できます。オンライン申請には、マイナンバーカード、マイナポータルへの登録が必要です。

※オンライン申請に関するお問い合わせは有料道路ＥＴＣ登録割引登録係にお願いいたします。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181
有料道路ＥＴＣ登録割引登録係 TEL 045-477-1233（平日 9 時～17 時）

旅客船・フェリー運賃の割引

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人

〈内 容〉身体障害者・知的障害者・精神障害者と介護者が旅客船・フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。対象者および割引率等は、航路や運航会社によって異なりますので、あらかじめ利用する船会社へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 各旅客船・フェリー会社

タクシー料金の割引

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）を持っている人

〈内 容〉メーター表示額より 10%の割引となります。（10 円未満は切り上げ）乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳を提示して料金割引を受ける旨、運転手に教えてください。
※タクシー会社によっては、割引を実施していない会社もありますのであらかじめ利用するタクシー会社へご確認ください。

◆問い合わせ先 各タクシー会社